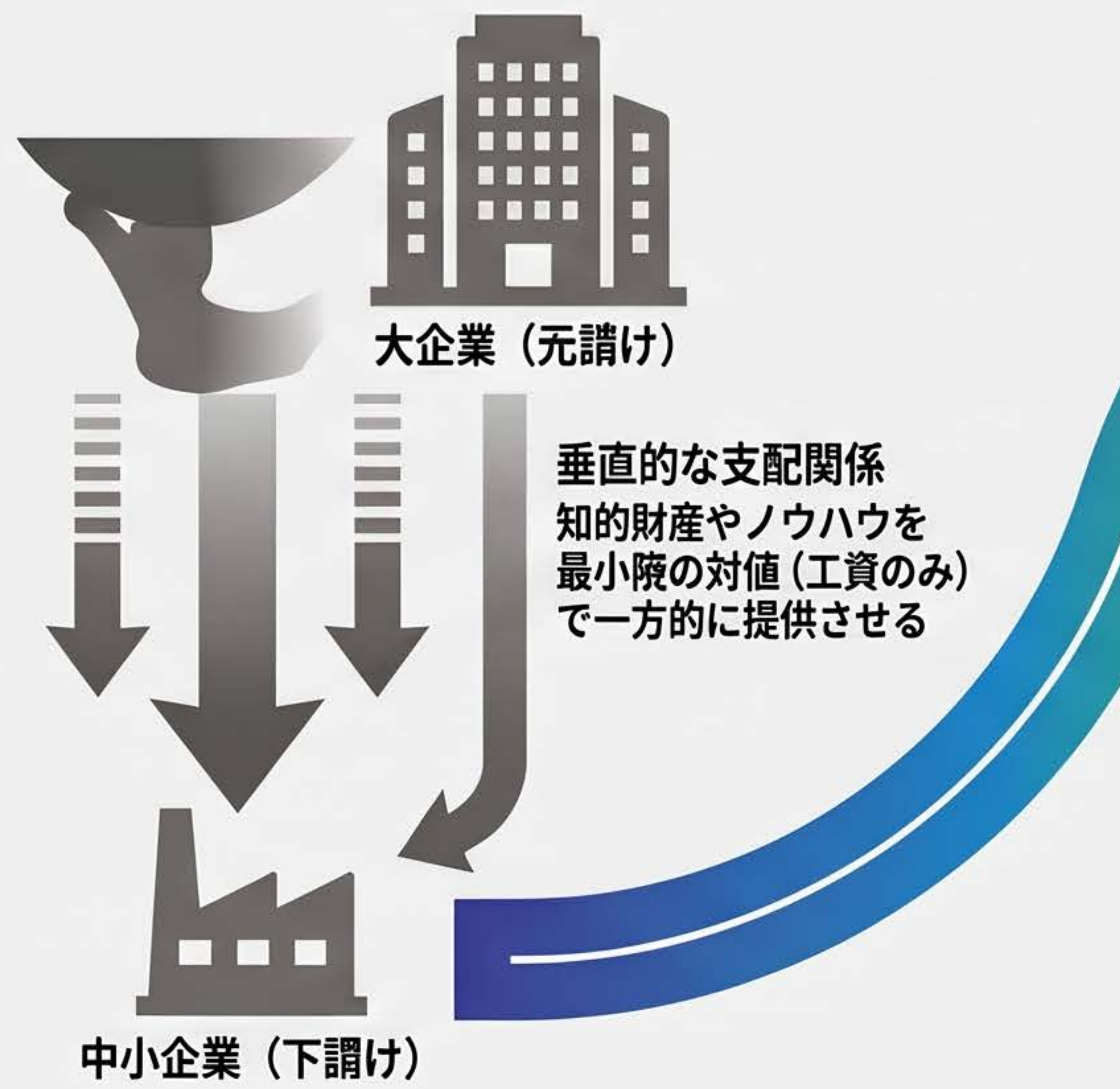


知財取引のパラダイムシフト：令和8年「知財・ノウハウ・データ取引適正化指針」の全貌

従来構造：「知財吸い上げ」の一方向モデル



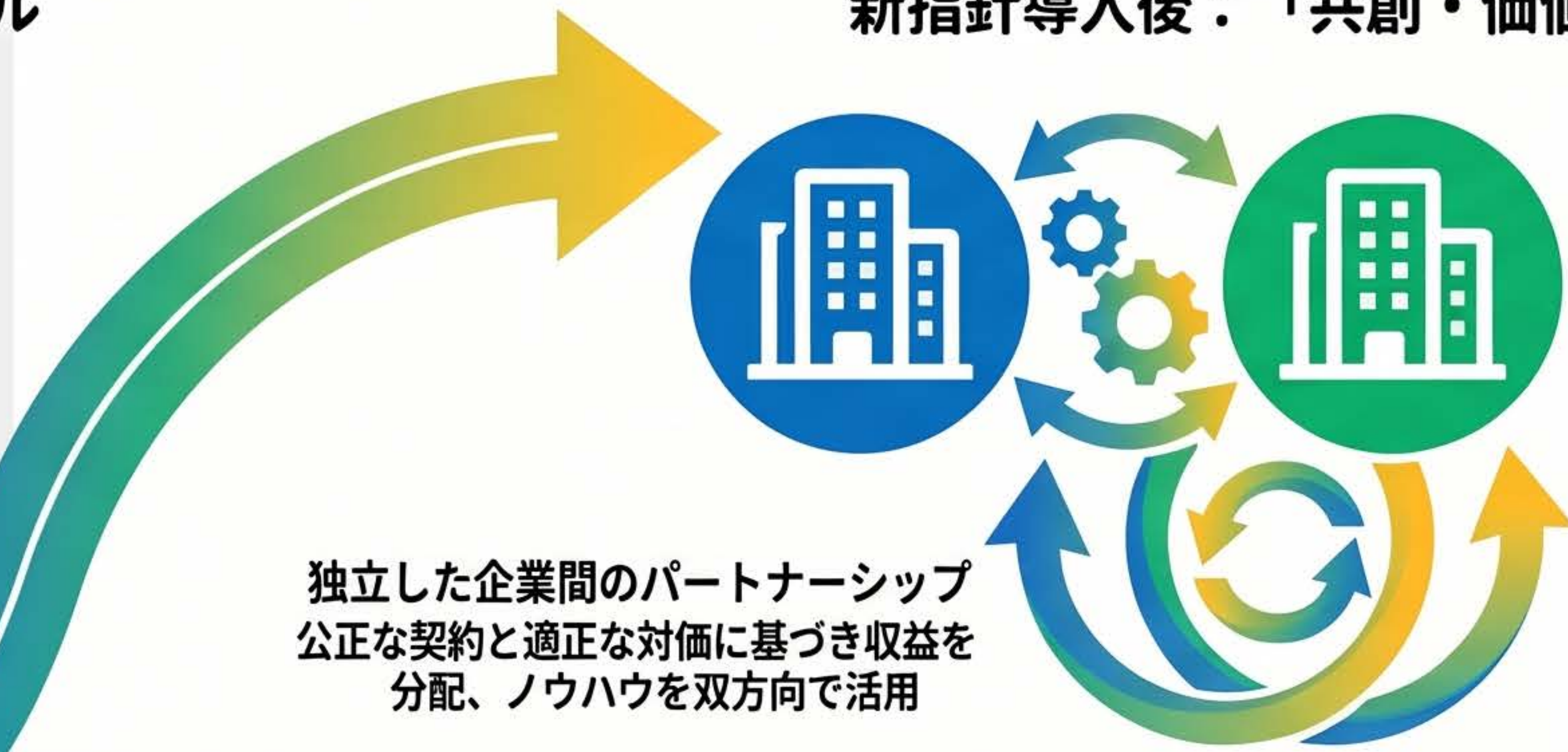
禁止行為のカテゴリ（事例）

情報の不当な開示
強要・NDA拒否
NDA締結拒否、素行な
きノウハウ開示強要

知財価値の不当評価
・一方的帰属
貢献無視、工賃に知財
対価を含めて無償譲渡

リスクと責任の
一方的押し付け
知財訴訟の賠償責任・
費用を全額負担させる

新指針導入後：「共創・価値分配」の水平モデル



契約書ひな形による対比	
派生知財の帰属 発注者に一方的に 単独帰属	独自に開発した知財は 受注者に帰属
情報の開示 ノウハウや図面を 無条件に提供	意に反した秘密情報の 開示義務はない
成果物の対価 工賃のみで 一括買い上げ	知財自体の対価 (ライセンス料等) を別途協議

指針の3つの柱と構成要素

1. 優越的地位の
濫用のおそれ
「約70事例」
独占禁止法違反事例を
具体化（情報管理、価
値評価、リスク分岐）

2. 適切な知財取引
の実践例
「約50事例」
レベニューシェア活用、
工賃と知財対価の分離など
推奨ベストプラクティス

3. 実務を支える
「契約書ひな形」
独自知財の帰属を明確化、
意に反した開示を拒否で
きる法的デフォルトを提供

産業構造を変える「実効性」へのアプローチ

全型の従価償管
問題の是正
改正「振興基準」によ
り、生産終了後の無
償償管強要を否定

調達担当者の
「人事評価」への介入
適正な報酬転嫁（使上げ）
を受け入れた担当者が
不利益を被らないよう改革

2040年度までに
官民370兆円超の投資
調職17分野への仮拠投資を
賃上げとイノベーションに葉
げるため、中小企業が適正な
利益を得られる環境を整備